

令和3年9月1日

令和3年8月

茨木市農業委員会定例会議事録

茨木市農業委員会

茨木市農業委員会定例会議事録

- 1 開催日時 令和3年9月1日(水) 午後1時22分～1時40分
- 2 開催場所 茨木市役所 南館8階 特別会議室
- 3 出席委員(13人)

会長	3番	小濱	邦臣		
副会長	8番	中村	正治		
委員	1番	森	善隆	2番	南野 悟
	4番	吉田	好	5番	大川 智恵子
	6番	矢頭	周	7番	西ノ坊 嘉治
	9番	中西	壽男	10番	大西 清一
	11番	宮本	正裕	12番	吉田 公俊
	13番	久保	睦子		
- 4 欠席委員(1人)

委員	14番	中野	稔
----	-----	----	---
- 5 農業委員会事務局職員(3人)

事務局長	梶 日出男	事務局長代理	松下 伸弘
職員	浅羽 瞬		
- 6 議事録署名委員

4番	吉田 好	5番	大川 智恵子
----	------	----	--------
- 7 議事日程
 - (1) 一般事務に関する報告
 - (2) 議事録署名委員の指名
 - (3) 付議案件

議案第1号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)
報告第1号	事業計画変更届
報告第2号	生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明
報告第3号	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定による農用地利用配分計画の認可通知

*茨木市農業委員会会議規則第6条第1項の規定に基づき、会長が総会の議長となる。

8 会議の概要

議 長

それでは、ただ今から、令和3年8月定例会を開会いたします。
現在の出席委員は、13名でありますので、会議は成立いたしております。

議 長

それでは、議事日程に従い、順次進めてまいります。
始めに、一般事務に関する報告でございますが、お手元の資料のとおりでございますので、後程、お目通しをいただきたいと存じます。

議 長

次に、議事録署名委員の指名を行います。
慣例によりまして、私からご指名申し上げましてもご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、議席番4番、吉田 好委員、並びに、議席番号5番、大川
智恵子委員をご指名申し上げます。

議 長

これより付議案件の審議を行います。
議案第1号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用
集積計画、利用権設定、2件を議題といたします。
申請内容につきまして、事務局の説明を求めます。
事務局長代理、松下君。

事務局

それでは、事務局から説明いたします。
議案第1号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用
集積計画、利用権設定、2件、4筆、2,885㎡について、茨木市長から農業
委員会会長あて、利用集積計画を定めるに当たり、審査依頼があったものでござ
います。
まず、1項目から3項目について説明いたします。
権利関係は賃借権で、10年の新規設定となっております。
借り手は、農地を効率的に利用し、必要な農作業に常時従事すると見込まれる
ことから、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考え

えます。

続きまして、4項目について説明いたします。

権利関係は使用貸借権で、5年の新規設定となっております。

借り手は農地中間管理機構であり、所有者から農地を借り受け、転貸することについて、事前に大阪府知事との協議が行われ同意がされております。

転借人につきましては、議案書の借り手欄に括弧書きで氏名及び住所を記載しております。

転借人の概要につきましては、議案参考資料をもとに説明させていただきます。

転借人は市内在住で農業従事年数は3年、現在大阪府の準農家として登録されております。

現在の農業経営面積は868㎡となっており、年間農業従事日数は160日、主に米、とうもろこし、ブロッコリー等の野菜を栽培されております。

農業用機械は、草刈機、耕うん機、田植え機、バインダー、籾摺り機、軽トラックを所有されております。

研修等の受講履歴として、大阪府農業大学校短期プロ農家養成コースを修了されており、農業に関する知識及び技術を習得されています。

生産した農産物については、現在大阪府中央卸売市場に出荷されております。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

議 長

矢頭委員。

矢頭委員

議案書の中で貸借権、使用貸借権とありますのはどのような違いがありますか。

議 長

事務局。

事務局

有償か無償かの違いです。貸借権が有償となります。

議 長

他にご質問等はございませんか。

議 長
大川委員。

大川委員

権利関係の期間が10年、5年となっているのは、権利の種類と関係がありますか。

議 長
事務局。

事務局

権利の種類と期間についての関連はありません。

期間については、貸し手と借り手が協議して決めることになっていますので、設定される期間は当事者間の希望ということになります。

議 長
最低の期間は決まっていますか。
事務局。

事務局

通常の利用権設定については、期間の定めはありません。

ただし、大阪府みどり公社が農地中間管理事業により農地を借り受ける場合は原則10年以上、事情があれば最低5年以上ということで運用がされています。

議 長
他にご質問等はございませんか。

(「なし」の声あり。)

議 長
ご意見等がございませんので、質疑を打ち切りましてもご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長
ご異議なしと認め、質疑を打ち切ります。
お諮りいたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定、2件につきましては、適当と認め承認することにご異議ございません

か。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、左様決定いたします。

議 長

次に、報告案件に移ります。

報告第1号、事業計画変更届、1件。

以下、報告第3号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定による農用地利用配分計画の認可通知、1件でございますが、いずれも事務処理要領に基づき処理いたしましたものでございます。

よろしくご了承賜りますようお願いいたします。

議 長

以上、本日の案件は全て議了いたしました。

ここで、今後の行事予定を申し上げます。

次回の定例会でございますが、9月21日、火曜日、午後1時30分から、本会議室で開催いたします。

議 長

それでは、これもちまして、令和3年8月定例会を閉会といたします。

慎重な審議を賜り、誠にありがとうございました。

上記会議の顛末を記録し、茨木市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、ここに署名する。

令和3年9月1日

茨 木 市 農 業 委 員 会

議 長 (署名済み)

署 名 委 員 (署名済み)

署 名 委 員 (署名済み)
